

# 事業報告書



特定非営利活動法人 W・I・N・G-路をはこぶ

the Way Into the New Generation !

W・I・N・G !

2006 年度

## 海図なき航海

06年度は障害者自立支援法に揺れました。自己負担制の導入や介護保険制度との統合に向けた動きなどが利用者を不安にさせた理由でした。しかし、20年後には日本の約3分の1が高齢者となる時代を目前に控え、また中国やインドなどのアジア諸国が経済的にも台頭する経済状況のなかで、社会福祉をこれまで以上にどう維持・発展させるのかは、まさに「海図なき航海」です。我々が将来に漠たる不安を抱くのは、「海図なき航海」に繰り出す小船の乗員といった風だからでしょうか。

西成で活動をスタートさせてから15年の歳月が流れました。これまで運営は順調に推移し、全国でも有数規模のNPOとなりました。しかし、今後は大きな波にもまれ、順調な“航海”とは言えないでしょう。だからこそ私たちは活動の意義を再確認し、荒波へと漕ぎ出す仕事に自信と誇りを持たねばなりません。

言葉でなく、その目で、その呼吸で私たちに語りかける重症心身障害者の姿は、彼らが地域で生き抜くための支援を行う「海図なき航海」において、進路を示す一個の星ではないでしょうか。

代表理事 菅野 眞弓

### ～ 目次 ～

#### 活動報告

◆ホームヘルパー派遣事業	3
◆デイサービス事業	5
◆国際交流事業	6
◆地域交流事業	7
映画	7
フリーマーケット	8
“Tamariba”コンサート	9
講座	9
◆グループホーム準備施設“もくもく”	10
◆成年後見人	11
◆スタッフ採用	11
2007年度への課題	12
社員総会の開催状況	14
理事会の開催状況	15
決算報告	17
監査報告書	18
添付資料(チラシなど)	

## I 事業期間

2006年4月1日 ～ 2007年3月31日

## II 事業の成果

《非営利活動》

### ①【ホームヘルパー派遣事業】

#### 事業

障害者自立支援法の施行とともに、ヘルパー派遣事業も制度上大きな変化がありました。

利用者にとって最大の変化は、自己負担金制度の導入です。最大37200円となる自己負担金制度は、社会的にも大きな関心を呼びました。一方、法人では当初、負担金を理由に利用が減少するのではないかと予測もしましたが、結果的にはほとんど影響がありませんでした。

これは当法人の利用者の場合、負担額が高いからと利用を控える選択には至らなかったことを示します。無駄なサービスではなく、負担額の多少に関わらない、必要なサービスを利用者は受けており、その点で多額の負担は正に利用者への負担増を意味しました。2007年4月から負担額が約四分の一となるものの時限であり、介護保険との統合も視野に入るなか、負担制度そのものは是非や、財政問題と絡んだ適正な負担額設定が今後論議を呼ぶものと思われま



サービスに関しては、重度訪問介護などが創設されました。重症心身障害者が主な利用者となる当法人では、重度訪問介護の利用が圧倒的多数となりました。重度訪問介護は、長時間の見守り支援などを想定したサービスです。多くの利用者が、支援費制度時の日常生活支援よりも支給時間が増えました。

利用者にとってこの点は朗報だったのですが、法人にとっては、単価報酬が削減された上に、1時間単位での利用を希望されるケースも多々あり（本来、重度訪問介護は一日3時間単位です）、運営上の負担が増える結果となりました。

短時間での利用の場合は、単価設定の高い「身体介護」を利用していただき

たいと思いますが、「身体介護」と「重度訪問介護」の併給はないため、身体介護の支給決定を受けると相対的に全体の支給時間が減ってしまいます。利用者にとっては、サービス内容に大きな差がないのならば、重度訪問介護の支給を望むのは当然であり、その選択が法人の運営上、厳しい結果となることが度々ありました。

派遣総数は今年も増加傾向にありましたが、亡くなられるケースなどもあり、派遣総数は微増でした。一方、派遣中の時間延長、キャンセルなどが頻繁にありその対応に苦慮しました。また毎月派遣計画の変更が生じる利用者に関しては、派遣忘れなどが発生する場合もありました。

## 児童

支援費制度のスタート以降、児童の利用が急増しました。利用されるにつれ、利用方法は、短時間の夕食時の食事介助から、丸一日となるウィークエンドの外出などさまざまな形となりました。

大阪市は、夏休みなど長期休暇時に支給決定時間を増やす対応をとっていますが、長期休暇で障害児は学校という日中の社会参加の場面を一時的に失ってしまいます。長期休暇を想定した活動を夏休みに実施しましたが、スタッフを臨時で雇うことはできず、対象を限定せざるを得ませんでした。

放課後の一時預りなども含め、障害児への支援ニーズは今後も高まると思われますが、私たちの法人がどこまで活動の幅を広げていくことができるのか、日中活動を維持しつつ、スタッフはその事業を展開する意志の強さもまた問われることにもなり、今後の課題となりそうです。



## 知的

当法人の担当する知的障害者のヘルパー派遣は、一人暮らしで精神障害との重複であるケースもあり、派遣先との関係作りにおいて各ヘルパーの力を試されることがありました。

連日の家事援助は単調になりがちな支援内容ですが、どのように支援の方向を定め、それを実践するのかは一人ひとりのスタッフの力量にもかかってきます。精神的に不安定な場合には、支援も必ずしも歓迎されるとは限らず、そのような利用者の状態を受容したうえでの活動がスタッフには求められます。

また一部の利用者で介護保険対象年齢に達したため、別の事業所を探し、家事援助を移行させたことがありました。この場合、当法人の支援は移動支援の

みとなります。多くの人と関わるという視点に立てば利用者にとってプラスでしょうが、一定の年齢に達した後に事業者が変更になるという変化は、果たしてプラスかどうかは分かりません。

当法人が介護保険事業所の認可を受ければ引き続き支援することはできますが、現在の事務量に介護保険を加えることは困難と言わざるを得ず、今後の対応を検討する必要があります。

スタッフにとって最大の課題となったのは、各スタッフで異なる支援の深度をどう調整し、どう支援するのかという「支援水準」の問題でした。一人暮らしをする知的・精神障害者の女性への支援をめぐり、スタッフ間で意見が分かれました。不安定な場合には本人の状態を受け入れ、できるだけ本人の希望に沿う支援を行い、安定を図るべきと考えるスタッフと、一定の基準（本人の希望の内容とは別個に）を設け、各スタッフの支援にバラつきがないようにすることで本人の混乱を避け、安定を図るべきと考えるスタッフの意見は平行線でした。

結果的に後者を選択し支援を継続しましたが、利用者は1月中旬、自宅前で亡くなりました。早朝一人だけの死でした（推定死因は心筋梗塞）。体調が思わしくなく、連日支援を続けていましたが、その“深度”は先に述べた決定にならうものでした。各スタッフは思考を停止させず、今後も日々の活動のなかで引き続き、その決定の是非を問い続けなければなりません。

## 身障

「事業」欄にあるように、重度訪問介護など単価報酬の切り下げは運営にとって厳しいものでした。また単価報酬が切り下げられた重度訪問介護を1時間単位で利用される場合

の対応に苦慮しました。

単価報酬が低いなかでの短時間派遣の増加は、往復の時間に加えてスタッフが分散するため、運営上厳しいと言わざるを得ません。一方、利用者にとっては、身体介護と比べ、大きく時間数が増える「重度訪問介護」を利用するほうが使いよいという利点があります。利用者の利便性と法人の運営のバランスという問題を抱えた「重度訪問介護」の利用について、他事業所からも同様の問題を指摘する声があがりそうです。



## ②【デイサービス事業】

障害者自立支援法下、デイサービス事業が廃止されました。当法人のデイサ

ービス事業は3施設。2006年10月から「経過的デイサービス」として存続させましたが、2007年3月末をもってデイサービス事業を廃止しました。

デイサービス事業は支援費制度でのスタート当初から、報酬単価の低さを指摘されており、他事業所も展開を渋る状況にありました。

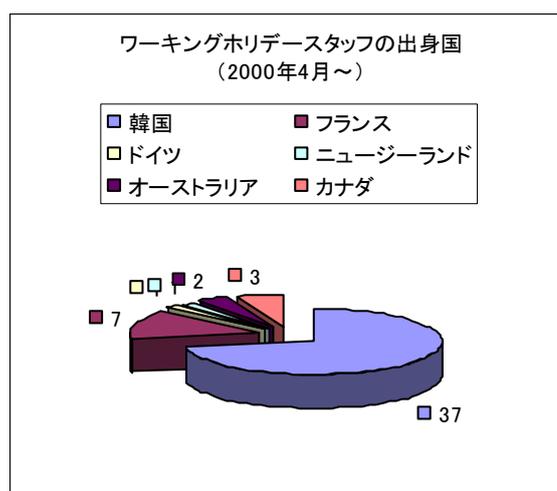
デイサービスを廃止しても、利用者の入浴というニーズがなくなるわけではなく、検討の結果、2007年4月より入浴1回500円という設定で、入浴サービスを継続することとしました。支援費制度による単価報酬（低額とはいえ）と比べることもできない利用料設定ですが、居宅介護事業による収入が比較的安定しているため、当分の間は、有償ボランティア形式で入浴活動を継続していくこととしました。

### ③【国際交流事業】

ワーキングホリデー制度を利用して来日した外国人青年の受け入れは6名でした。国籍は、オーストラリア1名、韓国4人、カナダ1名。2000年4月の受け入れ開始以来ののべ人数は50名となりました(右図参照)。

これまでは、ワーキングホリデー制度を利用して来日した外国人でしたが、今年度の特徴は、配偶者ビザ、留学生ビザで来日した外国人をアルバイトとして採用したことです。

ホームページを外国語(韓・英・独・仏)でも作成したことから、それを見た外国人からの応募が目立ちました。また、既にワーキングホリデーを体験した元スタッフからの口コミというケースもあり、ワーキングホリデースタッフ以外にも、韓国、中国、ドイツ出身の外国人スタッフが誕生しました。ビザの規定により、就業時間は週単位で規制されていますが、短い時間であってもスタッフの一員として活躍する姿が頼もしく見えました。



しかし、一方、外国人スタッフを多く採用している西成では、利用者とは別に外国人スタッフだけで固まり談笑する場面も度々目にするようになり、採用数のバランスを検討する時期となっています。また日本人のガールフレンドを追って来日、その彼女との生活を支えるための労働と位置づけるスタッフもお



り、本来の国際交流という視点を再考し、方策を検討すべき時期にもなっているようです。

その反面、クリスマス会では、ワーホリスタッフらによるイベントが成功。利用者だけでなく、スタッフや保護者からも盛んな拍手を浴びました。このような交流事業を積極的に推進していく必要性を感じていますが、中心となって企画することのできる日本人スタッフの養成が課題です。

日々利用者に関わることの大切さがありますが、一時のイベントでも、企画し、考えることで、外国人スタッフ、日本人スタッフが共に法人の位置づけを知る機会となります。今後の国際交流事業の発展を期したいです。

#### ④地域交流事業【フリースペース Tamariba (たまりば)】

障害者と地域との新しい交流の形を企図してスタートしたフリースペース“Tamariba”。さまざまな活動を通して、今年度も多くの人との出会いが生まれました。

映画鑑賞会、フリーマーケット、コンサート、プレイルームのほか、今年度は新たに、車イスダンス、児童対象の Tamariba クラブ、児童向け英会話教室への貸し出しなど新たな展開を加えることができました。



フリースペース“Tamariba”設置の目的の一つは、地域交流です。それは、施設内に障害者との交流を予め想定して外部の方を招き、行事を行う従来の交流方法ではありません。Tamariba では、様々なイベントに参加した方々は、障害者の方に接するという目的で来られるのではなく、その行事そのものに参加することを目的に Tamariba を訪れます。地域の方々も、重症心身障害者という利用者も

共に同じ立場で行事に参加し、交流することを目指します。つまり子供やお年寄り、障害者や外国人が混然となって生活している地域と同じような環境で自然な形での交流を図ろうとするものです。

この企図のもと、各スタッフが各活動の質を高める意欲を継続させることが必要です。

## 映 画

月 1 回の上映を継続しましたが、地域との交流という目的達成には遠い状況が続いています。PRや上映方法を工夫することで、より多くの地域の方々に Tamariba に足を運んでいただき、重症心身障害者の存在を地域に知っていただくという目標を実現させたいと考えています。

### ◆2006年度 Tamariba 映画鑑賞会での上映作品◆

4月15日	皇帝ペンギン フリーウィリー
5月27日	リトルダンサー あの子をさがして
6月17日	マラソン 僕の彼女を紹介します
7月29日	オズの魔法使い ローマの休日
8月26日	ドクタードリトル
10月14日	サウンドオブミュージック
11月25日	初恋の来た道 レナードの朝
12月9日	ジングルオールザウェイ ナイトメアービフォアクリスマス
1月6日	ふしぎの国のアリス ピーターパン
2月10日	Shall we ダンス? (オリジナル日本版) Shall We Dance? (米国版)
3月10日	涙そうそう

## フリーマーケット

地域の方々に出店いただき、古着や不用品を販売するフリーマーケットは、回数ごとに入場者数が増減し、継続して開催する困難さを味わった一年でした。

出店者も入場者が少なければ出店を控えます。出店数に乏しいフリマでは、地域の方々も魅力を感じず、足が遠のきます。

季節の影響などもあるでしょうが、出店者との関係の継続やPRの工夫をし、かつ実践できたかをスタッフが真剣に考える必要があります。

収入はブース料となりますが、チラシのコピー費用や人件費を考慮すると支出が収入をずいぶん上回る結果となっています。ただ金銭的な収支は、そのような状況を上回る成果が挙げられれば問題はないのですが、企業であっても



NPOであっても“成果”を求められる点では差はないはず。その成果の中身はNPOと企業とでは異なるのですが、成果を得るという意識に欠けていないかどうかスタッフの自問自答が求められます。

◆2006年度フリーマーケットの開催状況◆

開催日	参加ブース	参加人数	平均売上	総売上
4月23日	13	115	3269	42500
5月21日	19	120	4330	82300
6月25日	14	107	3738	52340
7月23日	14	118	3371	47200
8月20日	8	100	5250	42000
10月7日	10	110	5503	55030
12月3日	12	102	5191	62300
1月28日	18	140	4122	74200
3月4日	16	120	3650	58400

**コンサート**

利用者さんに生演奏を楽しんでもらう“Tamariba”コンサートを今年度も継続して実施しました。

昨年同様、大藪真紀子さん（作曲、ピアノ）が中心となって多くのミュージシャンに声をかけていただきました。通所者だけでなく、保護者などにも徐々に浸透し、毎回ご夫婦で参加される方もおられます。

また来年度は、協力いただいたミュージシャンが利用者の各家庭を訪問して生演奏を届ける「ホームコンサート」を実施する予定です。



◆Tamariba コンサート◆

開催日	タイトル	出演者ら
6月10日	“雨”のコンサート	大藪真紀子、三原啓史、若松裕子ら
10月28日	“秋”のコンサート	大藪真紀子、山中佑起子、和田宏一
1月13日	“新春”コンサート	大藪真紀子、グループジュネス
3月17日	“春”のコンサート	星田一山、大藪真紀子ら

## 講座

### ◆Tamariba 講座◆

昨年度に引き続き、成年後見制度についての講座を開催しました。保護者の高齢化が徐々に進み、成年後見についての関心は高まっています。しかし、一方、裁判所という普段なじみのない機関を通じた手続きは、なかなか近寄りやすく、関心ほどには知識がないのが現状です。そこで昨年度に続き、後見制度講座を開催しました。



講師は、当法人理事の荒井俊且弁護士、監事の梁英子弁護士。どちらも盛況で質問も相次ぎました。

また、梁弁護士は近年問題となっている家庭内暴力の現状、問題点のほか、急増する外国人をめぐる人権問題についても講演。いずれも熱心な聴衆に囲まれ大成功でした。

開催日

タイトル

開催日	タイトル
6月27日	「第3回成年後見制度講座」
7月5日	「第4回成年後見制度講座」
9月6日	DV（家庭内暴力）の現在
12月6日	在日外国人の人権

## ⑤【グループホーム準備施設もくもく】

グループホーム準備施設もくもくは、宿泊訓練を通じて、利用者・保護者・スタッフが本格的なグループホーム設置に向けた課題を探り、その解決方法を模索しようというものです。

今年度も前年度同様、利用者が「もくもく」を通じて、グループホームに向けた課題を探りました。障害者自立支援法の施行など、障害者福祉制度の改正が相次いでいるため、制度の行方がなかなか見えず、不安を増幅する形となっています。その利用者の“家”となるグループホームは失敗が容易には認められません。このため今年度は制度の行方を注視することにし、具体的物件探しは休みまし



た。

一方、グループホームの運営には、「利用者の生活を自分たちが主体となって支えるのだ」というスタッフの意識が不可欠です。そのような意識の醸成を図ろうと、保護者の方々から利用者を育ててきた思いをお聞きする「教えてください、親の思い」を2月19日に開催しました。

3人の保護者に登壇いただき、出産時のこと、障害があるとわかったときの気持ち、成人した今の思いなどを語っていただきました。時折涙を浮かべながらの熱心な話に、スタッフも聞き入り、これまで以上に利用者さんを身近に感じました。来年度も引き続き開催予定ですが、今後はスタッフがどこまで主体的に「利用者の生活を支える」という意識を持つことができるのかどうか課題となります。

今年度は二人が施設への入所を決断しました。保護者の高齢化は避けられないことですが、私たちが二人の地域生活を支えられず、入所を決断されたことは、私たちにとっては重い結果だったと認識する必要に迫られます。重症心身障害者の地域生活への支援を謳う私たちは、入所後も週末の一時帰宅に際してスタッフを派遣するなどの支援を行い、地域との接点を失わないための活動を続けます。しかし、利用者・保護者が入所決断に至る前に、その期待にどこまで応えようとしたのか。見直し作業は不十分であると認めざるを得ません。

## ⑥【成年後見人】

グループホーム設置の準備を進める一方で、さまざまな理由から自宅を出て、入所施設での生活を選択されるケースがありました。

ある利用者は長期入院後に入所施設へ。保護者が高齢のため、将来を考え、当法人が入所後も関係を維持し、支援していくことを容易にしようと、成年後見人としての選任を大阪家庭裁判所に申請しました。

申請理由として、母親は高齢のため後見人としての活動に制約を受ける可能性が高く、長年ケアを担当してきた当法人であれば、本人の意向を酌んだ後見活動ができる▽入所施設には閉鎖性が伴う。第三者の法人が後見人となることで、一定のチェック機能が働き、入所施設での生活支援にも効果が期待できる・・・などをあげました。

現時点で審判の結果は出ていませんが、いずれにせよ、後見人として利用者への支援を続けるという支援を、今後も利用者、保護者と連携しながら進めて



いきたいと考えています。

## ⑦【スタッフ採用】



利用者の増加、多用なニーズ、今後の新たな活動の展開を見据え、新たなスタッフの採用を行いました。インターネットの就職活動サイトである「リクナビ」、大阪府社会福祉協議会主催の「福祉就職フェア」（大阪府立体育館）、「大阪府福祉人材センター」を通じて求人を行い、今年度も4回にわたり採用試験を実施。結果、男性5名、女性4名の計9名を採用しました。

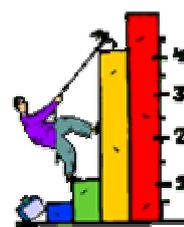
採用学生の出身地は神奈川、徳島、長崎など全国に広がりました。これはインターネットによる募集の影響が大きくあります。多くの学生が何度も見学に訪れるため、説明会を開催する手間、時間は必要となりますが、その分さまざまなタイプの学生と話しができ、活動の維持・発展に力となる優秀な学生を確保することができました。

一方、男性利用者の増加に伴い、男性スタッフの確保に努力し、5人の採用ができました。

多くの方が様々な場面で指摘しているように若者の意欲、能力が大きく後退しているのは事実のようです。急速に進む少子化のなか、基本的な学力、知識欲に乏しい学生が採用試験でも多く見られます。特に国語力の低下は、コミュニケーションの齟齬の原因ともなります。一定の成果を残す仕事は、“指示待ち”からは生まれません。本質的なニーズをとらえた取り組みを促せるようスタッフへの支援を模索中です。

## Ⅲ 2007年度への課題

重症心身障害者の地域での生活を支えるという活動の「質」が問われています。同様の活動を行っている法人、施設に比して、多くのスタッフを抱えるなか、そのスケールメリットを十分に生かす活動が行われているか、その努力を真摯に行っているのか、スタッフは自ら問わねばならない時期を迎えています。



運営面では、デイサービスが2007年3月末をもって廃止となりました。

06年10月からの6ヶ月間、「経過的デイサービス」として継続しましたが、新サービス体系への移行は行わず、独自事業として入浴サービスを継続することとしました。

単価報酬が低かったとはいえ、デイサービスの収入がなくなることは、運営上の痛手となりますが、入浴サービスを継続する工夫を法人独自で行い、重症心身障害者が入浴サービスを受けられる数少ない施設として存続させていきたいと考えています。

ヘルパー派遣自体については、若いヘルパーが多いなか、ただ漫然と支援活動を行うのではなく、目的意識を持ち、今日のこの支援がどこへどうつながっていくのかを、自身の方向、派遣ヘルパー間での方向、法人の方向と、それぞれの段階で思考できるスタッフとなれるよう、法人としても十分な支援が行うことが必要です。

さらに国際交流事業やフリースペースでの活動は、重症心身障害者の交流を様々な形で支援することを目標としていますが、同時にスタッフが積極的に活動することによって、自己実現を図る場でもあります。新たな活動を創造するには、柔軟な思考力、確固とした行動力、地道な継続力が求められます。社会に対する提案の意義を意識しながら活動が発展するよう来年度も力を入れていきます。

運営面では、介護給付費の単価設定が全体として低く抑えられるなか、「運営」と「経営」の間で揺れる状況がしばらく続きそうです。

多くのスタッフは企業への就職ではなく、福祉への就職を当初から希望したものがほとんどです。企業の「利潤追求」「最大効率の最大利潤」という前提を避けるようです。ただ、NPO法人への就職も、「就職」という意識では変わりがないようです。企業では厳しい競争下で得られた利潤の一部が給与として支払われますが、そのような厳しい競争は否定しつつ、給与面では同様の額を求めるスタッフが多くを占める事態に至っています。また給与面だけでなく、労働環境・待遇面においても同様です。NPOでの仕事を公務員的なものと捉える者もいるほどです。

「最大効率の最大利潤」を追求しない法人が、スタッフの待遇において大企業並みのものを求められるという事態は、福祉という仕事に自己実現を求め、その実践をこの場に求めてきたスタッフにとっては予想もしませんでした。利潤追求しないNPO法人が、生活可能な給与を支払うためには、企業以上の創

意工夫、格闘が必要なのはなのですが、その努力なくして、望む待遇が手に入ると考えられる状況には愕然とするばかりです。

労働者として待遇改善を図るのは当然ですが、NPOの場合、その待遇改善を図るのは、株主でも経営陣でもなく、スタッフ自身です。またそのバランスは利用者との関係において考慮されねばなりません。支援を必要とする利用者を前にして、私たちは待遇を優先する組織であることは望みません。しかし、そのような意識を強くもったスタッフを採用するには、一定の待遇を維持する必要があるのもまた事実です。

単価報酬の削減は、福祉におけるスタッフの長期養成の観点からみて、決して好ましい環境ではありません。利潤追求をしない私たちのような法人が多く、スタッフを抱え、運営を維持するための費用を得るには、利潤追求を掲げた企業以上に柔軟な思考力、行動力を求められることは言うまでもありません。

そのようなスタッフの確保、育成に努めることは法人の責務ではありますが、その支えとなる介護給付費は、一定水準以上であることが求められます。国の財源問題は置くとして、福祉の現場を非常勤中心の単純労働で担う職場との認識から設定された給付水準では、思考力、行動力にあふれた若い人材の確保は困難です。さらには、福祉の現場で働く人々が社会から一定水準以上の評価に値する活躍をすることがこれまで以上に求められており、私たちもまた例外ではありません。

#### IV 社員総会の開催状況

名 称：「特定非営利活動法人 W I N G-路をはこぶ総会」

日 時：2006年4月5日（水）

場 所：西成区民センター大ホール

正会員数：103人

出席者数：90人

議 案：第1号議案 2005年度決算

第2号議案 2006年度予算

審議結果：全議案について、出席者全員の承認、賛成を得られた。

名 称：「特定非営利活動法人 W I N G-路をはこぶ総会」

日 時：2006年12月21日（木）  
 場 所：西成区民センター大ホール  
 正会員数：103人  
 出席者数：90人  
 議 案：第1号議案 新卒スタッフの採用  
           第2号議案 自立支援法に対する対応  
 審議結果：全議案について、出席者全員の承認、賛成を得られた。

名 称：「特定非営利活動法人 W I N G-路をはこぶ総会」

日 時：2007年4月12日（木）

場 所：西成区民センター大ホール

正会員数：103人

出席者数：90人

議 案：第1号議案 新卒スタッフの採用

第2号議案 2006年度決算

第3号議案 2007年度予算

審議結果：全議案について、出席者全員の承認、賛成を得られた。



## V 理事会の開催状況

日時	出席者	議案	審議結果
2006年4月25日	理事6人	法人ロゴ	全議案承認
5月25日	理事6人	定款変更 採用試験 2005年度決算	全議案承認
6月22日	理事6人	自立支援法への対応	全議案承認
7月25日	理事6人	事業報告書 介護給付費の事務作業	全議案承認
11月24日	理事6人	経過的デイサービス 毎日就職ナビ	全議案承認

12月25日	理事6人	デンマーク研修 Tamariba 講座	全議案承認
1月25日	理事6人	Tamariba 講座 AED設置 ホームコンサート	全議案承認
2月23日	理事6人	新卒スタッフ デイサービスの廃止	全議案承認
3月23日	理事6人	2007年度予算 経費削減 車椅子ダンス	全議案承認

決算報告

《事業収支計算書》

収入	支援費		24805213
	その他	自己負担金	18408362
		送迎費	37975
		実費負担金	217354
		受取利息	18122
		その他	149281
収入合計		266886307	

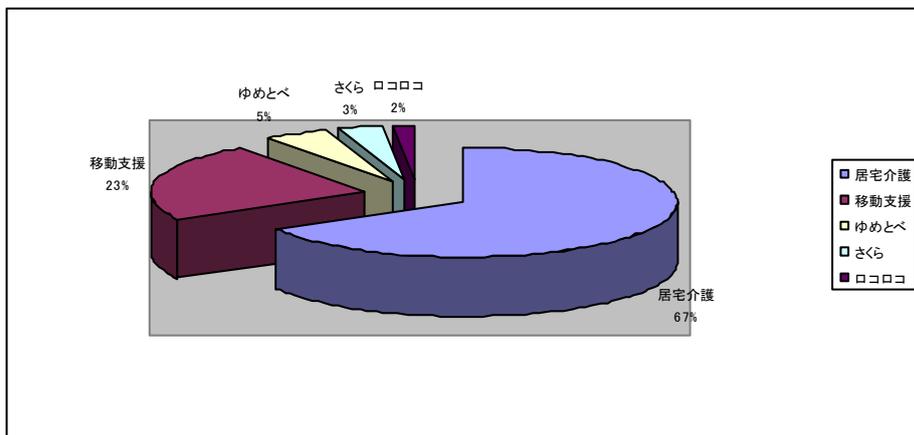
当期収支差額	-1439313
前期繰越収支差額	1915464
次期繰越収支差額	476151

デイサービス廃止を見越し、順次デイサービスの利用を控えたので、収入が前年度に比べ減少しました。

2007 年度も収入面では大幅な増収は見込めないため、支出面での見直しを積極的に行い、収支のバランスを図るようにします。

《自立支援法における収入の種別割合》

支出	事業費	人件費	176449068
		法定福利費	14606531
		旅費交通費	7726570
		消耗品費	596087
		賃借料	13425000
		水道光熱費	1696234
		車両費	797669
		給食費	118710
		業務委託料	21335268
		保健衛生費	352560
	事務費	保険料	852960
		教養娯楽費	1184685
		減価償却費	3351672
		研修費	877991
		修繕費	65900
		雑費	293700
		事務用品費	1671858
		通信運搬費	1214073
		福利厚生費	3862290
		租税公課	87500
広報費	2573029		
監査報酬	14400000		
雑費	786265		
支出合計		268325620	



## Ⅶ 監査報告書

### 監 査 報 告 書

2007年6月30日

特定非営利活動法人 W・I・N・G-路をはこぶ

代 表 理 事      菅野 眞弓 様

特定非営利活動法人 W・I・N・G-路をはこぶ

監 事   梁   英   子 

私は2006年4月1日から2007年3月31日までの第六期会計年度における会計および業務の監査を行い、次の通り報告いたします。

1. 貸借対照表、収支計算書、財産目録について、法人の収支および財産の状況を正しく示しているものと認める。
2. 事業報告書の内容は真実であると認める。

以上